

報道関係者各位

令和3年4月22日（木）

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 中原 隆行  
室長補佐 佐伯 信治  
電話（083）995-0390

## 「働き方改革サポートオフィス山口」のご案内 ～中小企業・小規模事業者の働き方改革を応援します！～

山口労働局（局長 むらいかんや 村井完也）は、働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、昨年度に引き続き「働き方改革サポートオフィス山口」を開設しました。

### 1 働き方改革サポートオフィス山口の開設場所

住 所：山口市吉敷下東1丁目7番37号アネックス鳳陽B  
電 話：0120-172-223  
メール：yamaguchi-hatarakikata@lec-jp.com  
受託者：株式会社 東京リーガルマインド

### 2 支 援 の 内 容

社会保険労務士などの専門家を配置し、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で対応いたします。

#### 主な支援内容

- 電話、メール、窓口などでの相談
- 事業主の方が抱える様々な課題について、企業に専門家が訪問し支援を実施
- 商工団体・市区町村等へ専門家を派遣し、より身近な場所での相談を実施
- 企業の取組事例や助成金の活用方法などに関するセミナーの開催

#### 【添付資料】

- 1 リーフレット：『「働き方改革」応援します』
- 2 参考資料「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」

# 「働き方改革」 応援します

1

年次有給休暇  
年5日の確実な取得

2019年4月1日より施行

2

時間外労働の  
上限規制の導入

2019年4月1日より施行  
(中小企業:2020年4月1日)

3

正規と非正規の  
不合理な待遇差を禁止

2020年4月1日より施行  
(中小企業:2021年4月1日)

追加料金など一切なし

相談  
無料

働き方改革関連法が施行され、  
中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。  
しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。  
「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、  
まずは専門家にご相談ください。



「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょう!!

## 助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する  
アドバイスや、その申請方法について

## 生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた  
生産性向上など環境整備について

## 労働時間の見直し

時間外労働を削減するための  
働き方の効率化や、業務の繁閑に  
対応した勤務体制の確立について

## 人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした  
雇用管理改善など、  
人材不足への対応について

## 働きがいを高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」  
などを参考にした非正規雇用労働者の  
処遇改善について

働き方改革サポートオフィス山口

〈厚生労働省山口労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-yamaguchi/>

携帯電話・  
タブレットから  
簡単アクセス



ご相談方法は  
裏面をご覧ください

# ご相談・利用できるサービスはコチラ

お電話・メール・来所  
いずれかでご相談

まずは社会保険労務士や経営コンサルタントが  
お悩みをお伺いします。

課題解決に向けた  
お手伝い

〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が  
事業所を複数回訪問し、課題解決のための  
改善提案をおこないます。

セミナーの開催

〈無料で講師派遣〉

事業主団体、経済団体等が開催するセミナーに  
講師を派遣します。

ご相談窓口・お問い合わせ先

## 働き方改革サポートオフィス山口

〈厚生労働省山口労働局委託事業〉

〒753-0814 山口市吉敷下東1丁目7番37号  
アネックス鳳陽B

☎0120-172-223

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

yamaguchi-hatarakikata@lec-jp.com



## FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください。  
FAXをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。

会社名				業種		
住所						
TEL		従業員数		メールアドレス	@	
担当者名(部署・役職含む)						
ご相談内容						
<input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について						
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について						
<input type="checkbox"/> 助成金について						
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について						
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について						
<input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備						
<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談						
<input type="checkbox"/> その他 ( )						
訪問支援を希望しますか?						
			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		

宛先

働き方改革サポートオフィス山口 行

FAX.083-902-1489

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

## 働き方改革推進支援センター

